

### 春の全国交通安全運動

期4月6日～15日 **【円運**  
 動の重点目標

- ▽子どもと高齢者の交通事故防止
- ▽自転車の安全利用の推進(特に自転車安全利用五則の周知徹底)
- ▽後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ▽飲酒運転の根絶
- ▽スピードダウンの推進

交通安全課(☎231-9333)



由を証明する書類(児童扶養手当の受給者は証書の写し)、世帯全員の平成27年中の所得を証明するもの(源泉徴収票、確定申告の控えなど)※写しを提出する場合は、原本も持参を ※住民票と世帯が異なる方には、後日必要書類の提出をお願いすることがあります ※継続して受給を希望する方も毎年申請が必要 ※期間中は平成28年度(平成27年分)の所得証明書が発行できません

### 就学援助費の申請を

市立の小・中学校、県立下関中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒の保護者で次に該当する方

- ▽生活保護が停止・廃止になった方
- ▽国民年金の掛け金が免除されている方
- ▽国民健康保険料が減免されている方
- ▽児童扶養手当を受給されている方
- ▽就学させることが経済的に困難な方

☎4月15日～28日の午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)※24日(日)は市役所本庁舎本館1階のみ受け付け

市役所本庁舎本館1階、菊川・豊田・豊浦・豊北教育支所、各学校(学校で受給希望の方)※期間中は下関市教育センター(幡生新町)では受け付けていません

☎印鑑、保護者名義で市内金融機関の預金通帳(ゆうちょ銀行の場合は通常の口座番号とは別に、振込用の口座番号が必要)、申請理

### 浄化槽設置費用(工事費の一部)を補助します

みなし浄化槽、汲み取り便槽から転換して浄化槽を設置する個人※新築などに伴う工事は補助対象外 ※予算の範囲内

▽対象区域

- 公共下水道の整備(予定)区域
- 漁業・農業集落排水施設による処理(予定)区域を除く全市
- ▽対象建物
- 専用住宅など
- ▽対象規格
- 10人槽以下の浄化槽
- 補助金額
- ①通常の浄化槽
- 5人槽
- 33万2000円
- 7人槽
- 41万4000円
- 10人槽
- 54万8000円
- ②高度処理型の浄化槽
- 5人槽
- 44万4000円
- 7人槽
- 48万6000円
- 10人槽
- 57万6000円

※みなし(単独

### 身体などに障害のある方に対する軽自動車税の減免

障害者手帳などを持っている方に対する軽自動車税の減免制度があります。減免を受けることのできる障害の範囲や手続き方法などは問い合わせてください。

減免を受けている方でも、障害名・等級、運転者、使用目的に変更がある場合や車両番号を変更した場合は、改めて申請が必要です。

申請期限 5月24日(火)

☎資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課

▽菊川(☎287-4001) ▽豊田(☎76-2953) ▽豊浦(☎772-4012) ▽豊北(☎782-1918)



### 市税の猶予制度について

平成27年度の地方税法の改正により、平成28年4月から「納税者の申請による換価の猶予」の制度が創設されました。

市税は納期限までに納めなければなりません。期限までに納付できない特別な事情があり、一括で納付できないときは、分割納付が可能な猶予の申請ができます。

審査で申請が認められた場合、1年を限度とした猶予期間が定めら

### グリーンモーターに 駐車可能箇所を整備しました

グリーンモーター商店街の活性化と違法駐車対策推進のため、駐車禁止の市道上に駐車可能区間を6箇所整備しました。

☎道路課(☎231-4035)

### 浄化槽法定検査を受けましょう

浄化槽を使用している方は、使用を始めて3カ月経過後5カ月の間と、その後1年に1回は県知事が指定した検査機関の山口県浄化槽協会による検査が法律で義務付けられています。

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分發揮されているかを確認する検査です。維持管理者と委託契約をしていますが、検査は受けなければなりません。※検査の時期になったら、山口県浄化槽協会から案内があります

☎廃棄物対策課(☎252-0978)

### 固定資産税・都市計画税の 口座振替についての注意

固定資産の登記事項名義、共有者、持分)を変更した場合、通知書

番号が変わります。引き続き口座振替を希望する方は、改めて金融機関で変更手続きが必要です。

申第2期分から口座振替希望の場合の申込期限

- ▽市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 6月30日(木)
- ▽ゆうちょ銀行・市外の金融機関 5月31日(火)

☎納税課(☎231-1914)

### 市税の「口座振替通知書」の送付を廃止しました(通帳で確認を)

平成28年度から市税の口座振替通知書の送付を廃止しました。

口座振替の結果は、振替日以降に(預貯)金通帳への記帳で確認してください。

●送付を廃止する税目

- 市・県民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(車検を必要としない二輪車と小型特殊自動車)

☎納税課(☎231-1914)



### 土地と家屋の縦覧帳簿を 縦覧します

平成28年度の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます。固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較するための制度です。

☎市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者、納税管理人

※土地のみの納税者は土地のみの縦覧、家屋のみの納税者は家屋のみの縦覧可 ※代理人の場合、委任状が代理人選任届が必要 4月1日～5月2日の午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く ④資産税課、各総合支所市民生活課 ⑤本人確認ができる物(運転免許証など)、印鑑(法人は社印)

⑥資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課 ▼菊川(☎287-4001) ▼豊田(☎766-2953) ▼豊浦(☎772-4012) ▼豊北(☎782-1918)

### 軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

軽自動車税納税通知書を5月上旬に発送します。4月1日以前に登録の変更や抹消をしたにもかかわらず、軽自動車税納税通知書が届いた場合は、車検証返納証の写しか解体証明書などを提出してください。

⑦資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課 ▼菊川(☎287-4001) ▼豊田(☎766-2953) ▼豊浦(☎772-4012) ▼豊北(☎782-1918)

### 4月1日から違反対象物の公表制度が始まりました!

建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について自



ら判断できるよう、消防が立入検査で確認した重大な消防法令違反を市ホームページで公表します。飲食店やデパート、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物で、設置が義務付けられた消防用設備などが設置されていない場合に、防火対象物の名称、所在地、違反の内容などを公表します。

建物に、飲食店や販売店、福祉施設などが新たに同居する場合や、増築や接続などの変更を行う場合は、消防法令違反が発生することがあります。事前に最寄りの消防署・出張所に相談してください。詳しくは市ホームページで確認してください。

⑧消防局予防課(☎233-9113) 住宅が密集する市街地や中心市街地で、緑のオープンスペースのための土地を下関市へ無償で寄付される方に、その土地に建つ建物などの撤去費を補助する制度があります(条件や限度額あり)。対象地域は、市ホームページか公園緑地課で確認を。

⑨条件Ⅱ緊急時に一時避難地として役立つ土地であることや隣接との境界が確定していることなど、



### まちなか緑化推進事業制度

### 火の山公園トルコチュエリッ プ園へは公共交通機関で!

火の山公園トルコチュエリッ プ園へは公共交通機関で! 火の山公園トルコチュエリッ プ園(オルハン・スヨルジュ記念園)に来園の際は、できるだけ公共交通機関を利用してください。



### 車での来園

ロープウェイ下駅横の駐車場は狭く混雑が予想されます。できるだけ公園山頂の「火の山立体駐車場」に駐車し、ロープウェイ(有料)の利用を。ロープウェイからは関門海峡の眺望とチュエリッ プを真上から楽しめます。※入園・駐車料Ⅱ無料

### 危険物取扱者試験(前期)

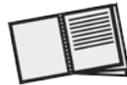
⑩6月19日(日) ⑪受験票で受験者に直接通知 ⑫試験種類・時間Ⅱ①甲種:午後1時~4時、②乙種(第4類を除く全類):午後1時~3時30分 ③乙種(第4類):午前9時30分~正午 ④丙種:午後1時~2時45分 ⑤4月11日~

22日(消印有効)※料金・持参物・申込方法は受験案内に記載。受験案内は、最寄りの消防署で配布 ▼インターネットによる電子申請 ⑬4月8日~19日

⑭準備講習 ⑮③の受験対象者Ⅱ 6月1~2日 午前9時~午後4時 ⑯一般8500円、高校生4500円 ⑰下関市消防訓練センター ⑱150人(先着順) ⑲直接、市防災協会(消防局2階)の窓口へ。 ⑳市防災協会(☎233-9114)

### 平成28年度 固定資産課税台帳の閲覧ができます

固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)には、平成28年1月1日現在の固定資産の所有者が納税義務者として登録されています。課税状況は、台帳の閲覧や、4月に送付される納税通知書の課税明細書で確認できます。



5月6日(金)以降は有料 ※複写料は別途必要 ⑳本人確認ができる物(運転免許証など)、印鑑(法人は社印)

㉑資産税課、各総合支所市民生活課での閲覧 ㉒4月1日~5月2日の午前8時30分~午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く ㉓本庁の各支所・公民館での閲覧 (4月/土地、家屋) ㉔各日午前9時30分~午後4時30分 ▼内日 ①1日、小月②5日、吉田③6日、王喜④7日、王司⑤8日、清末⑥15日、勝山⑦18日、安岡⑧19日、彦島⑨20日、吉見⑩21日、長府⑪22日、川中⑫26日

⑬資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課 ▼菊川(☎287-4001) ▼豊田(☎766-2953) ▼豊浦(☎772-4012) ▼豊北(☎782-1918)

### 平成28年地価公示価格が発表されました

公示価格は、地域ごとに標準地を選び、正常な価格を公示することにより、土地売買などの際に、取引価格の指標となることなどを目的としています。



都市計画課と各総合支所、各支所、下関市の地価公示価格を取りまとめた冊子を4月1日(金)から配布します。 ㉕都市計画課(☎231-1298)